

**「こうふ女性達で創るマルシェ」企画・運營業務
公募型プロポーザル実施要項**

令和5年4月

甲府市

1 趣旨

甲府市（以下「市」）においては、男女がともに働き続ける職場づくりや男女が支え合う家庭づくりなど、多様な価値観を尊重し、「男女共同参画社会」、「女性が活躍する社会」の実現に向け、各種事業に取り組んでいる。

その実現には、行政と市民、市民団体等との連携や協力により、官民一体となって市民意識の醸成を図るとともに、女性が活躍できる場の提供や支援に取り組んでいく必要がある。

そこで、夢を叶え起業した女性や、起業等を目指して活動している女性の活躍と交流の場を創出するとともに、その活躍を広く市民に知っていただき、多くの女性を応援する機運を高め、市民意識の醸成を図ることを目的とし、「こうふ女性達で創るマルシェ」を実施する。

業務の実施にあたっては、民間の高度な専門知識やノウハウ、経験、企画力などを有する事業者等から優れた提案を得るため、「公募型プロポーザル方式」により優先交渉権者を特定する。

2 業務の概要

(1) 業務名

「こうふ女性達で創るマルシェ」企画・運営業務

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和6年1月31日(水)まで

(4) 提案上限額

委託料の提案上限額は、1,698,000円（消費税を含む）とする。

※ この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案の規模を示すためのものであることに留意すること。また、提案価格書を提出する際は提案上限額を超えてはならない。

3 参加資格要件

このプロポーザルに参加できる者は、民間事業者、公益財団法人、特定非営利活動法人で、次の各号に掲げる要件を全て満たしているものとする。

(1) 法人格を有していること。

(2) 平成30(2018)年度から令和4(2022)年度までの間に、本業務と類似したイベント等の業務として、地方公共団体等から業務委託契約の履行実績を有していること。

(3) 本業務を受託した場合、市との打合せ等に迅速に対応できる体制を整えられること。

(4) 市区町村税の滞納がない者であること。

(5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していない者であること。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

- (7) 告示日以降に、国及び地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

4 スケジュール

項 目	期 間
告示	令和5年4月17日（月）
質問受付	令和5年4月17日（月）から4月24日（月）まで
質問と回答の公表	令和5年4月27日（木）まで
企画提案に関する書類提出期限	令和5年5月11日（木）まで
プレゼンテーション審査	令和5年5月19日（金）（予定）
審査結果の通知と公表	令和5年5月29日（月）（予定）
契約手続	令和5年6月 2日（金）（予定）

5 参加に係る提出書類

「3 参加資格要件」を満たし、企画提案する場合は、次の必要書類を提出すること。なお、書類の作成にあたっては、「こうふ女性達で創るマルシェ」企画・運営業務企画提案書等作成要領（以下「作成要領」）に基づき行うこと。

(1) 提出書類

次に掲げる書類を提出すること。

	名 称	様式及び添付書類等
1	参加申込書	(様式1)
2	会社概要等整理表	(様式2) 会社概要など参考となる資料
3	業務実績書	(様式3)
4	業務実施体制確認調書	(様式4)
5	納税証明書	
6	提案価格書	(様式5) 積算内訳
7	企画提案書	(様式6) 様式6を表紙とし、提案を求める項目については作成要領を参照のこと。

(2) 提出部数

- ・ 正本（提出書類1から7の順に全てを綴じたもの） 1部
- ・ 提出書類7の企画提案書については、コピー8部及び電子データ（CD-ROM等）で提出すること。

(3) 提出期限

令和5年5月11日（木）午後5時まで

(4) 提出方法・場所

甲府市役所本庁舎（住所：甲府市丸の内一丁目18番1号）4階 市民部人権男女参画課女性活躍係に持参すること。（土日祝日を除く午前9時から午後5時まで）

6 質問の受付及び回答

当該委託業務の公募に関して、質問がある場合は、次のとおり提出すること。

(1) 提出期間

令和5年4月17日（月）から令和5年4月24日（月）午後5時までとする。

(2) 提出方法

質問書（様式7）により、電子メールにて提出すること。

メールアドレス danjyoks@city.kofu.lg.jp

(3) 回答方法

令和5年4月27日（木）までに、随時、市ホームページに掲載する。

(4) 留意事項

本要項、仕様書、及び作成要領の内容以外に対する質問には回答しない。

7 選考方法

(1) 優先交渉権者の選考

優先交渉権者の選考にあたっては、参加者から提出された書類等を「『こうふ女性達で創るマルシェ』企画・運營業務受託者選考審査会」（以下「審査会」）において評価し、総合得点が最も高い者を優先交渉権者として選考する。また、次点の者を次点交渉権者として併せて選考する。

(2) 審査

審査は、非公開とし、書類とプレゼンテーションによる審査を実施する。なお、プレゼンテーション審査は、次のとおり実施する。

ア 日時・会場

令和5年5月19日（金） 午前9時00分から（予定）

甲府市役所本庁舎9階 研修室2（詳細は別途通知する。）

※ 参加者数により、日時が変わる場合がある。

※ 新型コロナウイルス感染症拡大状況等により、プレゼンテーション審査は、形式を変更して実施する場合があることに留意すること。

イ 出席者

3名以内

ウ 実施方法

(ア) プレゼンテーション及び補足説明（20分以内）

プロジェクター及びスクリーンは、市で準備する。パソコン等の機器は持参すること。プレゼンテーションは、提出した企画提案書を用い、その表記順に行うこと。

(イ) 質疑応答（概ね20分）

※ 質疑応答にて提案者が答えた内容について、本業務の仕様書に反映する場合があることに留意すること。

(3) 審査内容

ア 評価項目と配点

評価項目と配点については、表1のとおりとし合計105点満点とする。評価方法については、価格は「表2 提案価格書の評価基準」により算出し、価格以外の評

価項目については、「表3 企画提案の審査における評価基準」により6段階で評価する。

なお、価格以外の評価項目については、いずれかが0点の場合又は各選考委員の合計点を平均した点数が60点以下の者は、優先交渉権者又は次点交渉権者としなない。

表1 評価項目の配点

評価項目	参加者の適格性	企画提案書		価格
		業務の実施方針・業務フロー等	仕様書に基づく企画提案	
配点	10点	15点	75点	5点

表2 提案価格書の評価基準

提出された提案価格書の金額を、次の計算式にて算出し、点数が5点以上の場合は一律5点とする。	
「価格点」	$= \left(\frac{1,698,000 - \text{提案価格額}}{169,800} \right) \times 5$
	〔小数点以下第2位を四捨五入〕

表3 企画提案の審査における評価基準

評価	判断基準
5	特に優れている。
4	優れている。
3	平均的な内容である。
2	内容が乏しい。
1	内容が著しく乏しい。
0	不適切な内容である。

イ 最高得点者が2者以上あった場合の優先交渉権者の決定方法

最高得点者が2者以上あった場合は、価格以外の評価項目の合計点が上位の者を優先交渉権者とする。それでも優先交渉権者が決定しない場合は、抽選により優先交渉権者を決定する。

(4) 審査結果

審査を受けた参加者に対し、令和5年5月29日（月）までに文書及び電子メールにて審査結果を通知する。また、審査結果（優先交渉権者及び次点交渉権者については、その名称まで）を市ホームページに掲載する。なお、審査結果に対する異議申し立ては、受け付けない。

(5) 優先交渉権者との協議

優先交渉権者は、市と仕様及び価格等を協議の上、市の決定を受けることにより受託者となる。ただし、優先交渉権者と協議が整わない場合は、市は次点交渉権者と協議を行うものとする。

また、参加者が1者の場合であっても審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その者を交渉権者として選考する。

8 契約及び支払方法

(1) 契約の締結

受託者は、市と契約を締結し、受託業務を実施する。ただし、新型コロナウイルス感染症拡大等により業務内容を見直す必要が生じた場合は変更契約をするものとする。

(2) 支払方法

市は業務完了後、検査を経て委託料を受託者に支払うものとする。

9 参加者の失格

参加者が次の事項に該当する場合は、失格とする。

(1) 「3 参加資格要件」を満たさなくなった場合

(2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合

(3) 審査の公平性を害する行為や一連の公募手続きを通じて著しく信義に反する行為があり、審査会が失格と認めた場合

(4) 審査会の委員又は担当職員に対して、直接又は間接的に本プロポーザルに関し援助を求めた場合

(5) 参加者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合

(6) プレゼンテーション等に正当な理由なしに参加しなかった場合

10 プロポーザルの中止

やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと市が判断したときは、中止する場合がある。その場合において、応募に関わる全ての経費は市に請求できない。

11 その他

(1) 企画提案等の応募に関わる全ての経費は、参加者の負担とする。

(2) 市に提出された関係書類等は返却しない。

(3) 市は、提出された関係書類等の機密保持には十分配慮する。

(4) 市は、提出された企画提案書等は当該審査以外に無断で使用しない。

(5) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている事業手法等を用いた結果、生じた事象に係る責任は、すべて参加者が負うものとする。

(6) 業務内容は、採択された企画提案の内容を基本とするが、本市の指示のもと変更等を加える場合がある。

12 連絡先

甲府市 市民部 人権男女参画課 女性活躍係（担当：木下）

〒400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号（甲府市役所本庁舎 4階）

TEL 055-225-3940（直通）

電子メール danjyoks@city.kofu.lg.jp